INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER





有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.211 2020年 01月 22日

マレーシア:新商標法施行

マレーシアにおいて、2019 年 12 月 27 日に新商標法及び新規則が施行されました。 新商標法及び新規則における主な改正点は以下の通りです。

●マドリッド・プロトコルへの加盟

マレーシアの加盟でマドプロの加盟国は 122 ヶ国となりました。

●多区分制度の導入

1出願で複数の商品・役務の分類を指定できます。

●非伝統商標の登録

色彩、音響、匂い、ホログラム、位置、商品の形状等を商標として登録できます。

●シリーズ(連続)商標

追加の公費を支払うことで 6 商標までのシリーズ商標が認められました。

●出願日

商標がローマ字、マレー語又は英語でない語を含む場合は英語の翻訳及び音訳を提出 しなければ出願日は付与されません。

●商標の英語翻訳及び音訳

登録官に要求されない限り、商標の英語翻訳・音訳は証明されたものでなくても提出できます。

●優先日

優先権を主張した場合でも出願日が登録日となり、優先日は単に優先権を決めるものです。

●商標の所有宣言書

所有宣言書の提出は不要になりました。

●登録証

登録官は登録の通知書を発行しますが、費用を支払わなければ登録証は発行されません。

●分割及び統合

出願又は登録の分割及び統合が可能になりました。

●更新登録

商標登録の満了後6ヶ月以内に追加費用を支払うことで登録の更新ができます。

Inserted Text is here.

●団体商標

団体商標の出願ができるようになりました。

●商標ライセンス

商標の登録使用者の制度はライセンス制度に置き換えられました。

●登録後の除斥期間

登録後の除斥期間は7年から5年に変更されました。

●防護商標

防護商標の規定は削除されました。

●連合商標

連合商標の規定は削除されました。

(出典: Donaldson & Burkinshaw.)